



公共高第578号
平成23年2月3日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

臓器移植法改正に伴う組合員証等の取扱いについて (通知)

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)による改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第17条の2において、国及び地方公共団体は、臓器の提供に関する意思表示を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることが規定されました。これを受け地方公務員等共済組合法施行規程の一部が改正され、社団法人日本臓器移植ネットワークが普及に努めている臓器提供意思表示カードにある記載事項を地方公務員共済組合の組合員証等の裏面に設ける様式改正が行われました。

つきましては、下記のとおり取扱いますので、貴所属組合員への周知について、よろしくお願いします。

記

1 概要

改正臓器移植法が平成22年7月17日に施行され、国及び地方公共団体は、臓器の提供に関する意思表示を医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることとされました。これに伴い、臓器提供に関する意思表示欄を設ける等組合員証等の様式変更を行います。

2 対応方法

(1) 新たに組合員証等の交付を受ける方への対応

ア 平成23年3月31日までに組合員証等の交付を受ける方

- ・旧様式の組合員証等をそのまま交付します。
- ・平成23年6月号の「共済フォーラム」とともに臓器提供意思表示シール及び意思表示欄保護シール(別添1)を配布します。
- ・配布された「臓器提供意思表示シール」を組合員証(被扶養者証を含む。)の裏面に貼付してください。

イ 平成23年4月1日以降に組合員証等の交付を受ける方

- ・新様式の組合員証等を交付します。
- ・意思表示欄保護シール別添2を併せて交付します。

(2) 既に組合員証等を有する方への対応

- ・平成23年6月号の「共済フォーラム」とともに臓器提供意思表示シール及び意思表示欄保護シール別添1を配布します。
- ・配布された「臓器提供意思表示シール」を組合員証（被扶養者証を含む。）の裏面に貼付してください。

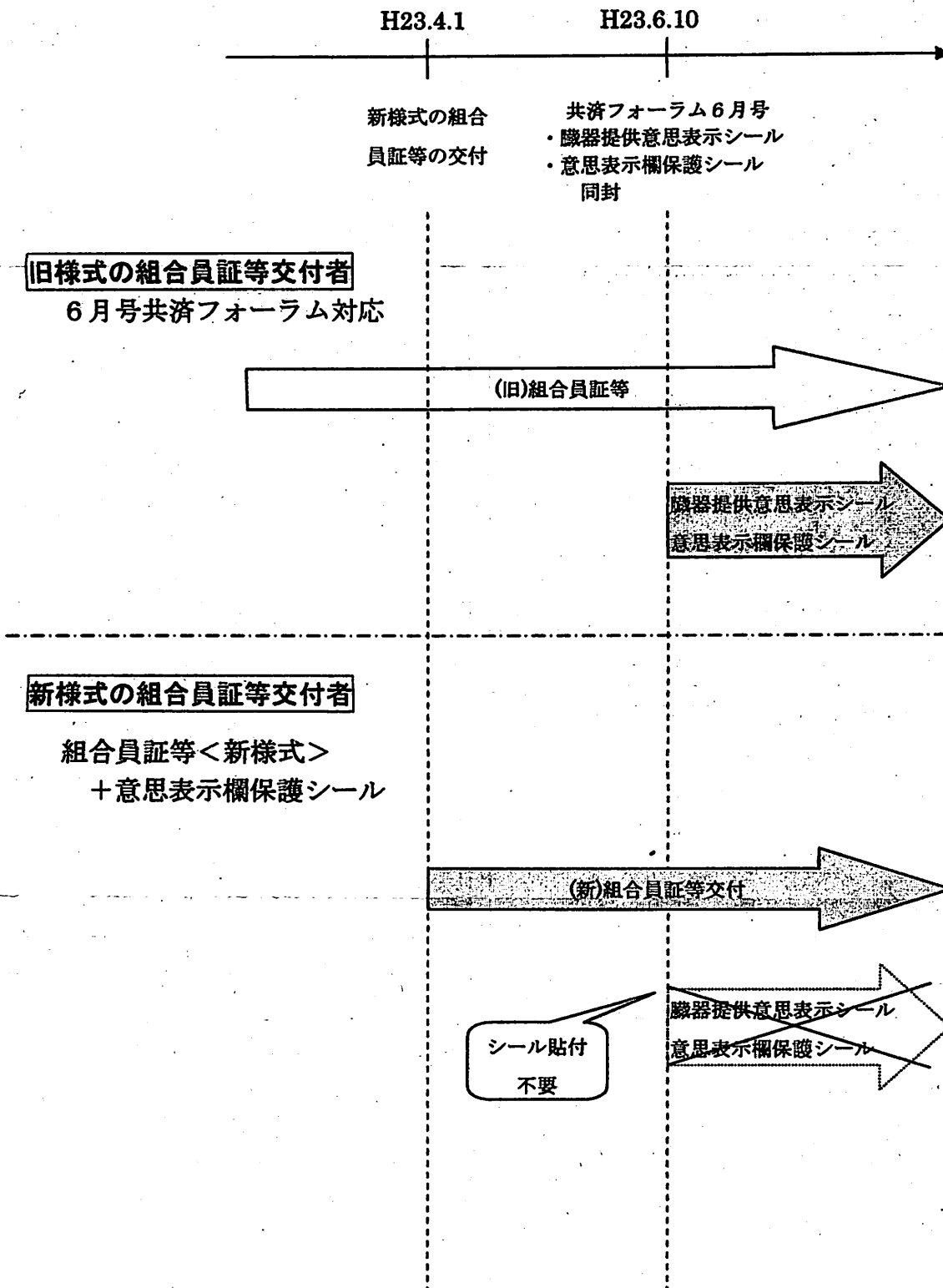
※ 予備分（5枚以上シールが必要な者等）は必要な枚数を所属所から支部に請求してください。請求後、支部から所属所へ送付します。

4 留意事項

- (1) 「臓器提供意思表示欄」の記入は任意であり、記入を義務付けているものではありません。ただし、「臓器提供意思表示シール」については、組合員等の意思にかかわらず組合員証等の裏面に貼付することとなっています。
- (2) 上記のとおり、臓器移植に関する啓発及び知識の普及に必要な措置を講ずるための組合員証等の様式変更である改正の趣旨を踏まえ、貴所属組合員に対して周知のうえ、その施行に遺漏のないようお願いします。
- (3) 臓器移植自体に関する問い合わせ先は、社団法人日本臓器移植ネットワークとなります。

<平成23年4月以降の対応イメージ>

～新様式の組合員証等の交付：平成23年4月～



共済フォーラム同封分シール(表)＜イメージ＞

▼臓器提供意思表示シール

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます
(記入は自由です。)

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

▼意思表示欄保護シール

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、
上から貼り付けて使用することができます。

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます
(記入は自由です。)

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、
上から貼り付けて使用することができます。

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます
(記入は自由です。)

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、
上から貼り付けて使用することができます。

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます
(記入は自由です。)

記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄:]

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、
上から貼り付けて使用することができます。

意思表示欄保護シール＜イメージ＞

(表)

組合員証・被扶養者証に関する注意事項

1. 証の交付を受けたときには、すぐに住所欄を自署して大切に保管してください。
2. 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なく証を組合に返してください。
3. 不正に証を使用した者は、詐欺罪による刑事処分の対象となります。

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、
上から貼り付けて使用することができます。

個人情報の保護の観点から意思表示した内容について医療機関等に知られたくない場合等にはこの「意思表示欄保護シール」を臓器移植意思表示欄の上から貼り付けていただきますようお願いいたします。

施行規程上の記載事項

(裏)

組合員証等への「臓器提供意思表示欄」の記載について

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」において、国、地方公共団体は、臓器の提供に関する意思表示を被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講じるものとされております。地方公務員共済制度においても、法律の趣旨を踏まえ、組合員証等の様式が変更され、裏面に（社）日本臓器移植ネットワークが普及に努めている「臓器移植提供意思カード」の例により「臓器提供意思欄」が記載されることになりました。

なお、「臓器提供意思表示欄」の記入は任意であり、
記入を義務付けているものではありません。

臓器移植に関する質問・お問い合わせは	(社) 日本臓器移植ネットワーク http://www.jotnw.or.jp フリーダイヤル 0120-78-1069 携帯電話からは 03-3502-2772
--------------------	---

記入される場合の留意点

- ・ 親族に優先して臓器を提供したい方は、特記欄へその旨記載ください。
- ・ ご本人様が、臓器提供の意思があることを家族に伝えることを目的に家族書名欄が設けられています。
なお、家族署名は意思表示の有効性の要件とはされていないため、家族署名欄に署名がなくても意思表示は有効です。また、家族書名欄の「家族」は被扶養者の認定を受けている方に限りません。